

第 6 号議案

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

上記の議案を提出します。

令和 2 年（2020 年）1 月 24 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき区長から意見を求められた別紙条例案について同意する。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表区長の項中「1, 249, 600円」を「1, 242, 400円」に改め、同表副区長の項中「1, 003, 100円」を「997, 300円」に改め、同表教育長の項中「879, 200円」を「874, 200円」に改め、同表常勤の監査委員の項中「804, 300円」を「799, 700円」に改める。

第5条第2項中「100分の167」を「100分の174」に、「100分の171」を「100分の179」に改める。

附則に次の1項を加える。

28 令和2年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、中野区長、副区長及び教育長にあつては「100分の40」とする。

附 則

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

教育長の給料等を改定するため、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたことから、教育委員会の意見を申し出る。

記

1 改正内容

教育長の給料月額を改定する。

	改定額	現行	差
教育長	874,200 円	879,200 円	5,000 円

教育長の期末手当を改定する。

	改定後	現行	差
3 月	25/100	25/100	-
6 月	174/100	167/100	7/100
12 月	179/100	171/100	8/100
合 計	378/100	363/100	15/100

※ 令和2年3月の期末手当については、特例措置を講ずる。

2 新旧対照表

別添のとおり。

3 施行年月日

令和2年3月1日

4 今後のスケジュール

本件可決後、区長へ意見回答

令和2年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>第1条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;">1, 242, 400円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">997, 300円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">874, 200円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">799, 700円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の174</u>、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の179</u>、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～27 (略)</p> <p><u>28 令和2年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、中野区長、副区長及び教育長にあつては「100分の40」とする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和2年3月1日から施行する。</p>	区長	1, 242, 400円	副区長	997, 300円	教育長	874, 200円	常勤の監査委員	799, 700円	<p>第1条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;">1, 249, 600円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">1, 003, 100円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">879, 200円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">804, 300円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の167</u>、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の171</u>、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～27 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	区長	1, 249, 600円	副区長	1, 003, 100円	教育長	879, 200円	常勤の監査委員	804, 300円
区長	1, 242, 400円																
副区長	997, 300円																
教育長	874, 200円																
常勤の監査委員	799, 700円																
区長	1, 249, 600円																
副区長	1, 003, 100円																
教育長	879, 200円																
常勤の監査委員	804, 300円																